

## 愛媛県私立高等学校等専攻科修学支援金交付要綱

### (目的)

第1条 県は、私立高等学校専攻科に在学する低所得世帯の生徒から委任を受けた私立高等学校の設置者に対し、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で私立高等学校等専攻科修学支援金（以下「専攻科支援金」という。）を交付することにより、私立高等学校等専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

### (支給対象専攻科)

第2条 専攻科支援金の支給対象となる私立高等学校専攻科（以下「支給対象専攻科」という。）は、県内に設置されている私立高等学校専攻科の学科のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 大学への編入学基準を満たす課程を有するもの
- (2) 国家資格者養成課程を有するもの

### (支給対象者)

第3条 専攻科支援金の支給対象となる者は、支給対象専攻科に在学する生徒であって、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する者（以下「支給対象者」という。）とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科（以下「高等学校等専攻科」という。）を修了していない者
- (3) 高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月（高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないものについては、当該修業年限）を超えない者
- (4) 次のいずれかに該当する者

ア 保護者等全員の算定基準額（市町村民税の所得割の課税所得額（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第1条第2項第1号に規定する所得金額等の合計額とする。）に100分の6を乗じた額から調整控除額（政令指定都市に市民税を納付している場合にあつては、調整控除額に4分の3を乗じた額）を控除した額とする。以下同じ）を合算した額が100円未満である者

イ 保護者等全員の算定基準額を合算した額が51,300円未満である者（アに該当する者を除く。）

2 前項の規定に該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者については、専攻科支援金を支給しない。ただし、災害、疾病その他やむを得ない事由があると知事が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 退学又は停学（3か月以上のものに限る。）の処分を受けた者
- (2) 一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割

以下の者

(3) 一の年度における出席率が5割以下の者

- 3 専攻科支援金の支給の決定後、当該年度中に前項第1号に該当することとなった者については、処分を受けた日の属する月の翌月から、第2号及び第3号に該当することとなった者については、翌年度の4月から支給を停止する。ただし、災害、疾病その他やむを得ない事由があると知事が認めた場合は、この限りでない。

(支給額等)

第4条 専攻科支援金は、月を単位として支給するものとし、その一月の額は、別表に掲げるとおりとする。

2 専攻科支援金の支給期間は、最大24月とする。

- 3 前条第3項の規定により、支給が停止された場合（退学の処分を受けたことによる場合を除く。）にあっても、前項の支給期間の進行は停止しないものとする。

(代理受領等)

第5条 支給対象専攻科の設置者（以下「専攻科設置者」という。）は、支給対象者に代わって専攻科支援金を受領し、その有する当該支給対象者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

(受給資格の認定等)

第6条 専攻科支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、私立高等学校等専攻科修学支援金受給資格認定申請書（様式第1号）に知事が必要と認める書類を添付し、専攻科設置者を經由して、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 専攻科設置者は、前項の規定により、認定申請書が提出されたときは、受給資格認定申請者一覧（様式第2号）に当該認定申請書及び申請者に係る支給対象要件証明書（様式第3号）を添付して、知事に提出するものとする。

3 知事は、専攻科設置者から前項の規定による認定申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、専攻科支援金の受給資格（以下「受給資格」という。）の認定及び専攻科支援金の額又は不認定の決定を行い、専攻科設置者に通知するものとする。

4 前項の通知を受けた専攻科設置者は、速やかに申請者に認定及び専攻科支援金の額又は不認定を通知するものとする。

(収入の状況の届出等)

第7条 6条第3項の規定による認定の決定を受けた者（以下「受給権者」という。）は、保護者等の収入状況に関する事項に係る届出書（様式4号）に知事が必要と認める書類を添付し、専攻科設置者を經由して、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。また、受給権者に係る保護者等について変更があったときも同様とする。

- 2 専攻科設置者は、前項の規定により、収入状況届出書の提出があったときは、収入状況届出者一覧（様式第5号）に当該収入状況届出書及び届出者に係る支給対象要件証明書（様式第3号）を添付して、知事に提出するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により、専攻科設置者から収入状況届出書の提出があったときは、内容を審査の上、支給及び専攻科支援金の額又は支給差止を決定し、専攻科設置者に通知するものとする。
- 4 前項の通知を受けた専攻科設置者は、速やかに受給権者に支給及び専攻科支援金の額又は支給差止を通知するものとする。

（支給停止等）

第8条 受給権者は、休学により専攻科支援金の停止を希望するときは、専攻科支援金支給停止申出書（様式第6号）を、専攻科設置者を經由して、知事に提出しなければならない。

- 2 専攻科設置者は、前項の規定により、受給権者から支給停止申出書の提出があったときは、支給停止申出者一覧（様式第7号）に当該支給停止申出書を添付して、知事に提出するものとする。
- 3 知事は、専攻科設置者から前項の規定による支給停止申出書の提出があったときは、内容を審査の上、支給の停止を決定し、専攻科設置者に通知するものとする。
- 4 前項の通知を受けた専攻科設置者は、速やかに受給権者に支給停止を通知するものとする。
- 5 支給停止の決定を受けた受給権者が専攻科支援金の支給再開を希望するときは、専攻科支援金支給再開申出書（様式第8号）及び保護者等の収入状況に関する事項に係る届出書（様式4号）に知事が必要と認める書類を添付し、専攻科設置者を經由して、知事に提出しなければならない。
- 6 専攻科設置者は、前項の規定により、支給再開申出書の提出があったときは、支給再開申出者一覧（様式第9号）に当該支給再開申出書及び申出者に係る支給対象要件証明書（様式第3号）を添付して、知事に提出しなければならない。
- 7 知事は、専攻科設置者から前項の規定による支給再開申出書の提出があったときは、内容を審査の上、支給の再開及び専攻科支援金の額又は不再開を決定し、専攻科設置者に通知するものとする。
- 8 前項の通知を受けた専攻科設置者は、速やかに受給権者に支給再開及び専攻科支援金の額又は不再開を通知するものとする。
- 9 専攻科設置者は、受給権者が第3条第2項各号に該当することとなったときは、支給対象要件非該当者一覧（様式第10号）に支給対象要件証明書（様式第3号）を添えて、知事に提出しなければならない。
- 10 知事は、専攻科設置者から前項の規定による支給対象要件証明書が提出されたときは、その内容を審査の上、やむを得ない事由があると認められる場合を除き、支給の停止及びその時期を決定し、専攻科設置者に通知するものとする。
- 11 前項の通知を受けた専攻科設置者は、速やかに受給権者に支給の停止及びその時期を通知するものとする。

(授業料減免額の変更)

第9条 専攻科設置者は、受給権者の授業料減免額に変更があったときは、授業料減免に係る授業料額の変更届(様式第11号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、専攻科設置者から前項の規定による授業料額変更届の提出があったときは、内容を審査の上、必要に応じて専攻科支援金の額の変更を決定し、専攻科設置者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた専攻科設置者は、速やかに受給権者に専攻科支援金の額の変更を通知するものとする。

(受給資格の消滅)

第10条 専攻科設置者は、退学その他の事由により、受給権者の受給資格が消滅したときは、速やかに受給資格消滅者一覧(様式第12号)を作成し、知事に提出しなければならない。

2 知事は、専攻科設置者から前項の規定による受給資格消滅者一覧の提出があったときは、内容を審査の上、当該受給権者の受給資格の消滅を確定し、専攻科設置者にその旨を通知するものとする。

3 前項の通知を受けた専攻科設置者は、速やかに受給権者に受給資格の消滅を通知するものとする。

(交付の申請)

第11条 専攻科支援金の交付を受けようとする専攻科設置者は、専攻科支援金交付申請書(様式第13号)に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第12条 知事は、専攻科設置者から前条の規定による交付申請書の提出があったときは、内容の審査の上、適当と認めるときは、専攻科支援金の交付を決定し、速やかに当該専攻科設置者に通知するものとする。この場合において、知事は必要な条件を付すことができる。

(変更交付の申請)

第13条 前条の規定により、専攻科支援金の交付の決定を受けた専攻科設置者は、交付の決定を受けた専攻科支援金の額を変更しようとするときは、あらかじめ専攻科支援金変更承認申請書(様式第14号)に関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第14条 専攻科設置者は、知事の要求があったときは、専攻科支援金に係る状況を速

やかに報告しなければならない。

(実績報告)

第15条 専攻科設置者は、専攻科支援金の交付の決定を受けた事業（以下「専攻科支援金事業」という。）の完了後、速やかに専攻科支援金実績報告書（様式第15号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(専攻科支援金の額の確定等)

第16条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、専攻科支援金の額を確定し、その旨を交付事業者に通知するものとする。

(専攻科支援金の請求)

第17条 前条の規定により専攻科支援金の額の確定通知を受けた専攻科設置者は、専攻科支援金精算払請求書（様式第16号）を、知事に提出しなければならない。

(専攻科支援金の交付)

第18条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、専攻科支援金を交付するものとする。

(専攻科支援金の概算払)

第19条 知事は、前2条の規定にかかわらず、専攻科支援金事業の実施上必要と認めるときは、専攻科支援金の一部又は全部を概算払することがある。

2 専攻科設置者は、概算払の交付を受けようとするときは、専攻科支援金概算払請求書（様式第17号）を、知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第20条 知事は、専攻科設置者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、専攻科支援金交付の決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に専攻科支援金が交付されているときは、知事はその全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) 申請書に不実の記載をしたとき。
- (2) 私立高等学校等専攻科を廃止し、又は授業を停止したとき。
- (3) 専攻科支援金の条件に違反したとき。
- (4) この要綱に違反したとき。
- (5) その他法令又は寄附行為に違反し、専攻科支援金を交付することが適当でないとき。

(関係書類の保管)

第21条 専攻科設置者は、専攻科支援金事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整

備し、専攻科支援金事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(実地検査等)

第22条 知事は、専攻科支援金交付の目的を達成するため、必要があるときは、受給権者又はその保護者等若しくは専攻科設置者に対し、必要な報告を求め、又は当該吏員にその私立高等学校等に立ち入り、証拠書類その他関係書類を検査させることがある。

(補則)

第23条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月13日から施行し、令和3年7月1日から適用する。

別表（第4条関係）

区 分	支給額
<p>1 第3条第1項第4号アに該当する世帯に属する者</p>	<p>在学する私立高等学校等専攻科の授業料の月額（授業料の額が二月以上の期間を通じて定められている場合にあつては、当該期間における授業料の額を当該期間の月数で除した額とし、支援対象専攻科の設置者が支給対象者の授業料を減免した場合にあつては、当該授業料の月額から当該減免額を控除した額とする。以下同じ。）と35,600円のいずれか低い額</p>
<p>2 第3条第1項第4号イに該当する世帯に属する者</p>	<p>在学する私立高等学校等専攻科の授業料の月額の2分の1と17,800円のいずれか低い額</p>